

# 住宅簡易改修支援事業

渋谷区が協定を結んだ区内施工事業者（渋谷区協定事業者）による住宅の簡易改修工事を行う場合、工事費の一部を助成します。

**詳細については、裏面下部に記載の東京土建一般労働組合へお問い合わせください。**

**申請者の資格** （次に掲げる要件のいずれにも該当する方が対象です。）

- ・渋谷区に**住所を有している個人で、この制度による助成を受けたことがない者**とします。
- ・対象住宅の**所有者、所有者の配偶者、親もしくは子で、対象住宅に居住している者**とします。

## 対象住宅

- ・**助成を受けようとする者が居住している区内の住宅であること。ただし、店舗又は事務所等の住宅以外の用途に供する部分及び集合住宅の共用部分は助成対象から除く。**

※建築基準法その他関係法令に適合する建築物が対象となります。

※「マンション管理計画認定制度」の認定を受けているマンションに住民共用の宅配ボックスを設置する場合は、集合住宅の共用部分も対象となります。詳しくはお問い合わせください。

## 対象工事

- ・住宅の改修工事及び住宅と一体となっている敷地内（道路部分を除く）の外回り工事とし、新築または増築（増床となるもの、屋根の位置が高くなるもの、及び壁の位置が外側へ動くもの。）に該当する工事を除くものとします。

### 【主な改修工事の内容】

- ① 土台又は基礎の改修工事
  - ② 屋根・外壁等の改修及び模様替えを行う外装工事
  - ③ 天井・壁・床等の改修及び模様替えを行う内装工事
  - ④ 外階段・ベランダ等の改修及び模様替えを行う外構工事
  - ⑤ 手すり・造り付け家具等の修繕及び設置を行う工事
  - ⑥ 窓・扉等の建具の改修及び取替えを行う工事
  - ⑦ 台所、浴室、便所等の設備器具等の取替えを行う工事
  - ⑧ 門又は塀、土間又はたたき等の改修及び模様替えを行う外回り工事
- ※ブロック塀の改修については過去に助成を受けていても申請可

- ・消費税を除く工事費用が5万円以上の工事とします。
- ・区で行っている他の助成制度により助成対象として承認された工事箇所でないものとします。
- ・令和9年1月末までの申請とします。
- ・申請後に着工し、令和9年3月15日までに完了できる工事とします。

## 助成金額

- ・工事費用（消費税を除く）の**20%**（千円未満は切り捨て）とし、**10万円**を限度とします。

### 【事業に関するお問い合わせ】

渋谷区 住宅政策課 住環境整備係 （渋谷区役所 12階）

電話 03-3463-3548（直通）

# 申込み申請

## 1. 工事内容の検討

下記の【工事のご相談・見積り依頼】に連絡して、工事内容のご相談をしてください。渋谷区協定事業者が、ご自宅を調査の上、工事見積書を作成いたします。

## 2. 申請

工事内容及び工事代金についてご了解後、区に助成金の申請をしてください。

### ・提出書類

- ① 助成申請書（住宅改修工事費助成申請書）
- ② 工事計画書（工事内容及び工事を行う箇所が分かる図書）
- ③ 工事見積書（区内住宅改修施工業者が見積りしたものに限ります。）
- ④ 工事予定箇所の写真
- ⑤ 建物の所有者が確認できるもの  
例・・・建物登記事項証明書等の写し
- ⑥ 申請者の住所確認ができるもの  
例・・・住民票、各種健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード等の写し
- ⑦ その他区長が必要と認める書類

## 3. 審査結果の通知

区は、審査後、助成対象の適否について書類でお知らせします。

## 4. 工事契約

助成対象の決定後、渋谷区協定事業者と直接、工事請負契約を結んでいただきます。その後、工事を開始してください。

## 5. 工事完了届及び助成金請求

工事完了後10日以内に、区に下記書類を提出してください。区は、助成金額を決定後、書類でお知らせいたします。その後、区は渋谷区協定事業者へ助成金を交付します。

（申請者へは直接、助成金をお支払いいたしませんので、ご注意ください。）

### ・提出書類

- ① 住宅改修工事完了届（施工中及び施工後の写真を添付）
- ② 助成金交付請求書兼受領委任状

## 6. 工事代金の支払い

総工事代金から交付された助成金を除いた金額を、渋谷区協定事業者へお支払いください。

### 【工事のご相談・見積り依頼】

東京土建一般労働組合 渋谷支部

「住まいの相談室」

渋谷区幡ヶ谷2-18-6

電話 03-6304-2317